

法 社 会

鈴木 雄
竹内 昭
竹 夫

法律学全集

28



有 斐 閣



法律学全集 28

会 社 法

昭和56年7月25日 初版第1刷発行
昭和56年9月15日 初版第2刷発行

定価 3,300円

著 作 者 鈴木 竹雄
 竹 内 昭 夫

東京都千代田区神田神保町2-17

発 行 者 江 草 忠 允

東京都青梅市根ヶ布1-385

印 刷 者 青 木 勇

東京都千代田区神田神保町2-17

発 行 所 株式会社 有 斐 閣

電 話 東京 (264) 1 3 1 1 (大代表)
郵便番号 [101] 振替口座 東京6-370番
本郷支店 [113] 文京区東京大学正門前
京都支店 [606] 左京区田中門前町44

印 刷 株式会社 精 興 社
製 本 株式会社 高 陽 堂
本文用紙 王子製紙株式会社 春日井工場
ク ロ ス ダイ ニ ッ ク 株 式 会 社

© 1981, 鈴木竹雄・竹内昭夫. Printed in Japan
落丁・乱丁本はお取替いたします。

3332-005281-8611

法律学全集



第一回配本

別 巻
綜 合 総 索 引
引 換 券

全60巻分本引換券
を切取り注意して
御保存願います。



私は、本「法律学全集」の編集委員の一人として、第一回に配本した『手形法・小切手法』（第三二巻）を執筆した。そのうへ、『証券取引法』（第五三巻）も引き受け、河本一郎教授の御協力を得て、これを刊行した。さらに、『会社法』（第二八巻）の執筆まで引き受けていたので、その負担を強く感じていた。しかし、日ごろ雑務に妨げられてなかなか取りかかる余裕がないため、つい延び延びになってしまった。もっとも、それにはもう一つ、会社法が非常にしばしば改正され、そのために書きにくいという事情もなかった。

ところが、私は昭和五二年の夏、思いもかけぬ脳出血の発作のために、半年余も入院生活を余儀なくされ、幸いに右手と言語障害は免れたものの、再発をおそれ健康に配慮しなければならなくなったので、いままで背負っていた荷をできるだけ軽くするため、できるものからはかの人に代わっていただくことをしたが、この『会社法』の執筆はそうもいかなのでつい延び延びになっていたのであるが、「法律学全集」は、刊行を始めてからもう二〇年余になり、何としてもその完結を急がなければならぬという事情があるため、やむをえず東京大学の竹内昭夫教授にお願いをして、その協力によって懸案を果たそうと考えたわけである。しかし、竹内教授も非常に多忙なので、さらに松岡誠之助東京都立大学教授、前田庸学習院大学教授、および田村諱之輔上智大学教授の諸氏を煩わせて原稿執筆を分担していただき、それを竹内教授が総括するというようなことでようやくやるにできあがったのが本書である。

私は、以前に弘文堂刊行の「法律学講座」の一卷として『会社法』を書いているが、それは教科書として用いることを主眼としているために、相当簡潔なものにすぎないので、『法律学全集』の一卷としては、判例や学説を引用し、内容的

にもっと掘り下げたものにしなければならぬことはもちろんであって、いわばその仕事を前記の諸君にお願いしたわけである。

もっとも、昭和四九年以来、株式会社法の全面的改正の作業が進められていて、やがてその成立が予想される段階で原稿の執筆が行われたため、時期的には必ずしも適切とは言えなかったようである。しかし、改正法の規定自体を引用することはできなかったが、改正の試案および要綱をもとに執筆しているうえ、巻末に試案と要綱とを掲げ、さらに新旧条文の対照表を載せ、そのうえ新法と要綱との比較説明を「しおり」（別紙）に収録しているので、改正法が成立した今日においても十分利用していただけたらと思う。

私は、本書が刊行されるにいたったことについて、竹内教授はもちろんのこと、松岡、前田、田村の諸教授に対しても、また有斐閣編集部の方氏に対しても、心から謝意を表したいと思う。

昭和五六年六月

鈴木竹雄

有斐閣創業80周年記念出版

法律学全集 内容

卷数・書名・執筆者

全 60 卷

†印は未刊

*印は新版・

増補版の近刊

編集顧問

編集委員

我妻 栄

鈴木竹雄

横田喜三郎

田中二郎

宮沢俊義

兼子 一
石井照久

6 行政法 総論

田中二郎

7 I 行政組織法〔新版〕

佐藤 功

7 II 公務員法〔新版〕

鶴飼信成

8 地方自治法

俵 静夫

9 国家補償法

今村成和

法 一 般

*9 II 行政争訟法〔新版〕

雄川 一郎

1 法哲学概論

加藤新平

2 法学概論

我妻 栄

公 法

12 I 警察法〔増補版〕

田上穰治

3 憲法 I〔第3版〕

清宮四郎

*12 II 防衛法〔新版〕

杉村敏正

4 憲法 II〔新版〕

宮沢俊義

*13 公企業法〔新版〕

山田幸男

*5 I 国会法〔新版〕

黒田 覚

13 II 公物營造物法〔新版〕

原 龍之助

5 選挙法

林田和博

14 公用負担法〔新版〕

柳瀬良幹

15	交通通信法	園部 敏
15	土地法	田中 二郎
*15	III 水法〔新版〕	金沢 良雄
16	I 教育法〔新版〕	兼子 仁
16	II 医事・衛生法〔新版〕	磯崎 辰五郎 高島 学司
民法		
17	民法総則	川島 武宜
18	物権法	舟橋 諱一
19	担保物権法〔新版〕	柚木 多喜男
20	債権総論〔新版〕	於保 不二雄
21	契約約法	来栖 三郎
22	I 事務管理・不当利得〔新版〕	松坂 佐一
22	II 不法行為〔増補版〕	加藤 一郎
23	親族法	我妻 栄
24	相続法〔新版〕	中川 善之助
25	I 戸籍法〔新版〕	泉口 久雄
25	II 不動産登記法〔新版〕	幾代 通
26	借地・借家法	星野 英一
27	商法総則〔新版〕	大隅 健一郎
28	会社法	鈴木 昭夫
29	商行為法	西原 寛一
30	航海航空商法	石井 照久
31	保険法	伊沢 孝平
32	手形法・小切手法	大森 忠夫
33	I 社債法	鈴木 竹雄
33	II 信託法〔増補版〕	鴻 常夫
34	裁判法〔新版〕	兼子 和夫
35	民事訴訟法	竹下 守夫
36	I 強制執行法総論	三ヶ月 章
36	II 強制執行法各論	菊井 維大
37	破産法・和議法	宮脇 幸彦
38	I 人事訴訟手続法	中田 淳一
38	II 家事審判法	山木 戸克己
38	III 民事調停法〔新版〕	山木 戸克己
38	IV 仲裁法	山木 戸克己
39	I 会社更生法〔新版〕	小山 昇
39	II 競売法	小山 昇
		松田 二郎
		斎藤 秀夫

刑事法

40 刑法總論〔增補版〕 木村龜二

41 刑法各論〔新版〕 阿部純二

42 I 勞働刑法總論〔新版〕 平藤重光

42 II 行政刑法〔新版〕 莊子邦雄

42 特別刑法 福田平

43 刑事訴訟法 大塚仁

44 矯正保護法 平野龍一

44 少年補償法 平野龍一

45 勞働法總論〔增補版〕 高田卓爾

46 勞働組合法 石井照久

47 勞働基準法 萩沢清彦

48 勞働關係調整法 石川吉右衛門

48 II 公共企業等勞働關係法〔新版〕 有泉亨

49 公務員勞働關係法〔新版〕 野村平爾

49 社會保障法 峯村光郎

産業法・無体財産法

50 農業法 加藤一郎

51 鈛業法 我妻榮

52 I 經濟法〔新版〕 金沢良雄

52 II 独占禁止法〔新版〕 今村成和

53 証券取引法 鈴木竹雄

54 I 工業所有權法〔新版〕 西原寬一

54 II 著作權法 豊崎光衛

54 協同組合法 山本桂一

55 國際法 上柳克郎

56 國際法 I〔新版〕 田畑茂二郎

57 國際法 II〔新版〕 横田喜三郎

58 國際法 III〔新版〕 田岡良一

59 國際組織法〔新版〕 高野雄一

60 國際私法總論 池原季雄

60 國際私法各論〔新版〕 折茂豊

十別卷 綜合總索引

目次

第一章 総論

第一節 序説

第一款 会社の経済的機能

一 個人的立場からみた経済的機能

二 社会的立場からみた経済的機能

第二款 会社の法的規整

一 会社法の觀念

二 会社法の法源

第二節 会社の概念

一 社団性

二 法人性

三 営利性

第三節 会社の種類

一 商法上の三種の会社と有限会社

二 人的会社・物的会社

三 一般法上の会社・特別法上の会社

第二章 株式会社

第一節 総説

第一款 概念

一 株式会社の概念

二 株式

三 有限責任

四 資本

第二款 特色

一 機構の特色

二 経済的機能の特色

三 法的規整の特色

第三款 沿革および近時の動向

一 起源

二 法制の変遷

三 わが国における会社法の發展とその特色

第二節 設立

第一款 総説	三六	第六款 設立登記	四六
一 特色	三六	一 登記手続・登記事項	四六
二 手続の概説	四〇	二 登記の効果	四六
三 設立中の会社	四三	第七款 設立に関する責任	四六
四 発起人組合	四三	一 責任の主体および態様	四六
第二款 定款の作成	四四	二 責任の実現	四七
一 発起人	四四	第八款 設立無効および不成立	四七
二 定款の作成方式	四四	一 設立無効	四七
三 定款の内容	四四	二 会社の不成立	四七
第三款 株式発行事項の決定	四五	第三節 株式	四七
第四款 発起設立	四五	第一款 総説	四七
一 株式の引受	四五	一 概念	四七
二 出資の履行	四五	二 額面株式・無額面株式	四八
三 取締役・監査役の選任	四五	第二款 株主の権利	四八
四 設立経過の調査	四五	一 総説	四八
第五款 募集設立	四五	二 株主平等の原則	四八
一 株式引受	四五	三 権利の種類	四九
二 出資の履行	四六	四 権利の内容による株式の種類	四九
三 創立總會	四六	第三款 株主の義務	四九

一 総説……………九六
二 払込義務と資本の充実……………九八

第四款 株券および株主名簿……………一〇〇

一 株券……………一〇〇
二 株主名簿……………一〇六

第五款 株式の譲渡……………一一三

一 総説……………一一三
二 株式譲渡の自由……………一一三

三 株式の譲渡方法……………一一三

四 権利の行使……………一一四

五 善意取得……………一一五

六 株式の担保差入……………一一五

第四節 機関……………一一五

第一款 総説……………一一五

一 機関の分化……………一一五

二 法と実際との乖離……………一一六

三 会社と機関構成者間の関係……………一一六

第二款 株主総会……………一一六

一 意義……………一一六

二 権限……………一一六

三 招集……………一一六

四 議決権……………一一七〇

五 議事および決議……………一一七〇

六 決議の瑕疵……………一一七〇

第三款 取締役および取締役会……………一一九六

一 総説……………一一九六

二 取締役……………一一九六

三 取締役会……………一二〇三

四 代表取締役……………一二〇九

五 取締役と会社との関係……………一二一六

六 取締役と株主との関係……………一二一六

七 取締役と第三者との関係……………一二一八

第四款 監査役……………一二三一

一 総説……………一二三一

二 選任……………一二三一

三 終任……………一二三三

四 職務・権限……………一二三四

五 監査役と会社との関係……………一二三六

六 監査役と株主との関係……………一二三七

七 監査役と第三者との関係……………三三七

八 大会社の特例……………三三八

九 小会社の特例……………三四一

第五款 検査役……………三四三

第五節 計算……………三四三

第一款 総説……………三四三

一 株式会社の計算に関する法規整の必要……………三四三

二 計算に関する商法規整の推移……………三四四

三 計算規定に関する法規整と解釈上の問題……………三四七

第二款 計算書類……………三五〇

一 意義……………三五〇

二 計算書類の承認手続……………三五四

三 計算書類の内容……………三六二

四 計算書類の方式……………三七〇

第三款 資本および準備金……………三七五

一 総説……………三七五

二 資本の構成と表示……………三七五

三 準備金……………三七七

四 法定準備金……………三七八

五 任意準備金(任意積立金)……………三八三

第四款 利益配当……………三八三

一 緒説……………三八三

二 利益配当の要件……………三八四

三 利益配当請求権……………三八七

四 株式配当……………三八九

第五款 中間配当……………三八九

一 緒説……………三八九

二 中間配当の性質……………三九〇

三 中間配当の要件……………三九〇

四 中間配当の手続……………三九一

第六款 建設利息……………三九一

一 緒説……………三九一

二 利息配当の要件……………三九二

三 利息配当請求権の性質……………三九三

第七款 株主の経理検査権……………三九三

一 緒説……………三九三

二 帳簿閲覧権……………三九四

三 検査役による業務・財産の調査……………三九七

第六節 新株の発行……………三六六

第一款 総 説……………三六六

一 序 説……………三六六

二 新株発行の諸態様……………三六六

第二款 通常の新株発行……………三六九

一 総 説……………三六九

二 新株引受権と有利発行……………三六〇

三 新株発行事項の決定……………三六五

四 新株発行の手続……………三六七

五 違法発行に対する措置……………三三二

六 新株発行の無効……………三三六

第三款 特殊の新株発行……………三三〇

一 総 説……………三三〇

二 株式配当……………三三一

三 無償交付……………三三七

四 抱合せ増資……………三四〇

五 株式分割……………三四三

六 転換株式・転換社債の転換による
新株発行……………三四六

七 吸収合併による新株発行……………三四七

第七節 定款の変更……………三六八

一 総 説……………三六八

二 定款変更の諸場合……………三四九

第八節 資本の減少……………三五三

一 資本減少の意義と目的……………三五三

二 資本減少の方法……………三五三

三 資本減少の手続……………三五六

四 資本減少の効力……………三五九

五 資本減少の無効……………三五九

第九節 社 債……………三六一

第一款 総 説……………三六一

一 社債の意義と特色……………三六一

二 社債の種類……………三六二

三 社債と株式の異同……………三六三

第二款 社債の発行……………三六四

一 社債発行の制限……………三六四

二 社債の発行形態……………三六六

三 社債発行の手続……………三六八

第三款 各社債権者の権利……………三七〇

一 権利の内容 三〇

二 債券・社債原簿 三二

三 譲渡・買入 三三

第四款 社債権者の団体性 三三

一 団体的行動 三五

二 社債募集の受託会社 三五

三 社債権者集会 三六

第五款 特殊の社債 三八

一 担保附社債 三八

二 転換社債 三九

第一〇節 解散および清算 三三

一 総説 三三

二 解散 三四

三 清算 三六

第一一節 合併 三九

第一款 総説 三九

一 意義と種類 三九

二 合併の自由と制限 三九

三 合併の法律的性質 四五

第二款 合併の効果 三九

一 会社の消滅および変更・発生 三九

二 権利義務の承継 三八

第三款 合併の手續 四〇

一 総説 四〇

二 合併契約 四〇

三 貸借対照表の備置・公示 四〇

四 合併決議 四〇

五 債権者保護の手續 四一

六 株式割当の準備手續 四一

七 合併期日 四二

八 報告・創立總會 四三

九 登記 四五

第四款 合併の無効 四五

一 意義 四五

二 無効原因 四六

三 無効の訴え 四六

四 無効判決の効果 四八

第五款 分割 四八

一 意義 四八

二 分割の方法 四九

第二二節 整理、会社更生および特別清算 四三

一 総説 四三

二 整理 四三

三 更生手続 四六

四 特別清算 四九

第三章 合名会社 四三

一 総説 四三

二 設立 四三

三 合名会社の法律関係 四六

四 財産関係 四七

五 活動関係 四三

六 各種の変動 四三

七 会社の終了 四七

第四章 合資会社 四五〇

一 総説 四五〇

二 合資会社の特徴 四五〇

第五章 有限会社 四五三

一 総説 四五三

二 株式会社との差異 四五五

〔付録〕 資料

株式会社制度に関する改正試案 四九五

株式会社の機関に関する改正試案 四六五

株式会社の計算・公開に関する改正試案 四七五

商法等の一部を改正する法律案要綱 四八〇

商法・特例法新旧条文対照表 四九一

改正法と要綱との比較説明 「しおり」(別紙) 四九一

主要文献 五三七

事項索引

第一章 総論

第一節 序 説

第一款 会社の経済的機能

一 個人的立場からみた経済的機能 会社は共同企業形態の典型的なものであって、個人企業に対し、つぎのような長所と欠点とを持っている。

(1) 企業者は利益の獲得を目的として資本と労力とを投ずるが、その獲得する利益ができるだけ大きく、かつ、万一損失をこうむる場合にも、その負担ができるだけ小さいことを欲する。共同企業はこのような要請に個人企業よりも遙かによく応じうるものである。企業の規模が大きいと、効率があがり大きな利益が得られるから、多数の者の資本・労力を結合して共同企業を形成すれば、単独で企業を営む場合よりも、各人に帰する利益が大きい。^(一) そのうへ、大規模な企業は経済の変動にたえる力が強く、しかも万一損失を受けた場合にも、多数の者が損失を分担する結果、一人あたりの被害が少なくてすむ。^(二) したがって、企業の規模が大きければ大きいほど、そしてまた共同企業を形成する人数が多ければ多いほど、共同企業の長所は發揮されるわけである。

(2) 会社は典型的な共同企業形態として、以上のように資本・労力を結合し、また企業危険を軽減する機能を持っているが、その程度は会社の種類により、また規模により一様ではない。すなわち、少人数から成る会社は、個人企業の場合

のような観を呈し、資本の結合および危険の軽減の点ではそれほど多くを期待しえないが、労力の結合が可能であるのに對し、多人数から成る会社は、労力の結合が問題にならない代わり、資本の結合および危険の軽減の作用を十分に果たすことができ、巨大な永続的事業ないし危険性の大きい事業の成立をも可能ならしめる。^(三)

(3) 会社は以上のような長所を持つ反面に、つぎのような欠点を持っている。すなわち、企業者は利益の獲得を目的とするため、自己の利益のためには他人の利益を犠牲にして顧みない傾向がありうるが、共同事業においては、その内部で一部の者が他の者の利益を犠牲にして自己の利益を追求したり、また企業が全体として外部の債権者の利益を侵害する事例が少なくない。この点も会社の種類によってその程度が違い、社員相互間に人的關係が存在し、社員自身が会社債権者に対し責任を負う場合には、このような弊害が少ないのに対し、社員相互間に人的關係がなく、社員が会社に対し一定の出資をなすほかなんら責任を負わない場合には、このような弊害が顯著にあらわれる。

(一) 資本・労力の結合 個人の能力は資本的にも労力的にも限度があるが、個人も消費貸借によって他人の資本を利用し、また雇傭契約によって他人の労力を利用することができる。しかしその場合には、企業成績のいかんにかかわらず、企業者は約定した利息または報酬を支払わなければならない、また相手方も約定の利息または報酬しか受けえない。これに対して、資本・労力を提供して共同企業を形成する場合には、損失を生ずればそれを負担しなければならないという危険がある代わり、利益があればその分配にあずかりうるという利点もある。

(二) 危険の軽減 こうむつた損失を大勢が分担すれば、一人あたりの負担額が少なくなるのはもちろんであるが、企業者はさらに、企業に投下した資本の額を超えては危険を負担しないことを欲する。個人企業では無限責任を負担し、会社の社員にも同様のものがあるが、出資額以外に責任を負わない社員もあり、後者の場合には危険軽減の作用はきわめて大きい(一六頁以下参照)。

(三) 人的会社と物的会社 会社の経済的機能は、合名会社をその典型とする人的会社と、株式会社をその典型とする物的会社とによって異なる。共同企業の特徴は後者では顯著であるのに対し、前者は個人企業の集合のようなものであって、共同企業の特徴